

田原本町耐震改修促進計画

令和8年3月

田原本町

1. 計画の概要

① 計画の目的と位置づけ

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、災害に強いまちづくりの実現を目的とし、住民や多数の者が利用する建築物、防災拠点となる町有建築物等の耐震化の早期の実現を目指すため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針」及び奈良県耐震改修促進計画等を踏まえ、本町の耐震改修の実施に関する目標及び施策等に関する事項を定める事業実施計画として本計画を策定し、建築物等の耐震化に取り組んでいきます。

② 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年を目途に計画の検証・必要な改訂等を実施します。

2. 耐震化の達成状況と目標設定

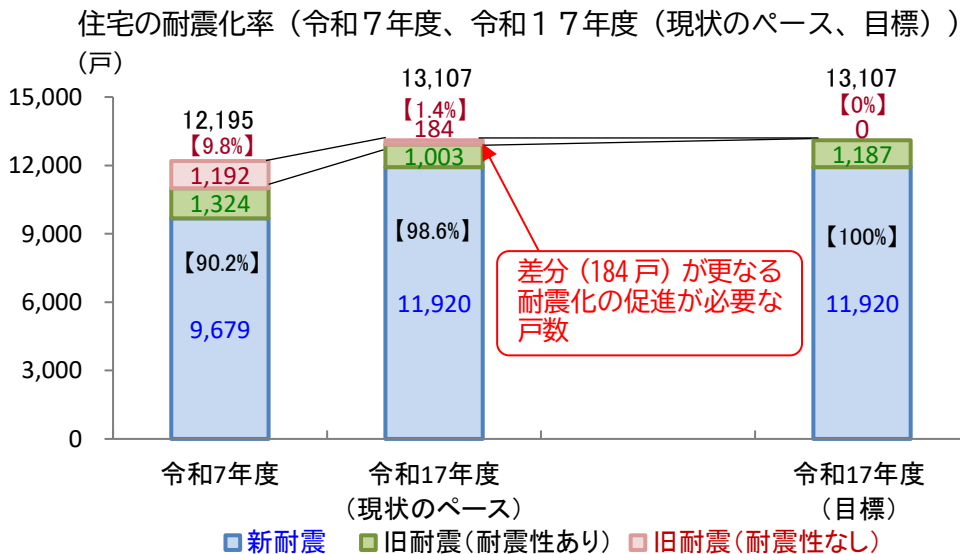
① 住宅全般の耐震化の状況と目標設定

住宅の耐震化率は、令和7年時点推計では90.2%（平成20年～令和5年住宅・土地統計調査より算定）となっており、令和2年推計（86.1%）から一定向上しています。住宅の耐震化の現状、これまでの本町の取り組み、国や県の目標を踏まえて、住宅の耐震化率を令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。

② 特定既存不適格建築物等の耐震化

（ア） 現状

民間・町有の特定既存耐震不適格建築物の現状は以下のとおりです。なお、田原本町地域防災計画に定める緊急輸送道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定による道路として定めています。



特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

	民間						町有					
	S56以前	内耐震性あり※1	S57以降	耐震性有	建築物数	耐震化率	S56以前	内耐震性あり	S57以降	耐震性有	建築物数	耐震化率
法第14号1号	7	4	30	34	37	91.9%	7	7	11	18	18	100%
法第14号2号	3	1	3	4	6	66.7%	-	-	-	-	-	-
法第14号3号※2	4	2	19	21	23	91.3%	-	-	-	-	-	-

※1 「S56以前の特定建築物で耐震性ありの棟数の比率（国推計より）」から算出

※2 1号との重複7件を除く

(イ) 目標

民間の特定既存耐震不適格建築物については、その内の多数の者が利用する建築物（法第14条1号）の耐震化率を令和17年度までに100%とすることを目標とします。また、町有施設については特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物以外についても施設利用者の生命を守り被災後の応急対策活動・町民活動の拠点としての利用を想定し耐震診断・耐震改修を進めます。

3. 耐震化推進のための取り組み

① 住宅等の耐震化・安全対策

下記の事業により住宅等の耐震化を図る住宅等の所有者を支援するとともに、必要に応じて事業の変更を検討します。また、国の制度を活用するため「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成します。

- 木造住宅の無料耐震診断事業

町内にある平成12年5月31日以前に着工された一定条件を満たす木造住宅について、無料で一般診断法による耐震診断を実施します。

- 住宅精密耐震診断支援事業

町内にある住宅（構造・建築年不問）の精密診断法に耐震診断費用の一部を補助します。

- 木造住宅の耐震改修支援事業

町内にある平成12年5月31日以前に着工された一定条件を満たす木造住宅について、その耐震性を一定以上向上させる耐震改修工事（耐震補強設計含む）の費用の一部を補助します。また、本制度について、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース60」を活用した耐震改修融資制度に対応し、幅広い住民の制度活用を図ります。

- 木造住宅の耐震建替及び除却支援事業
町内にある昭和56年5月31日以前に着工された一定条件を満たす木造住宅について、その木造住宅を除却し新たに耐震性のある住宅を建築する事業についてその費用の一部を補助します。また、除却のみを行う事業についてもその費用の一部を補助します。
 - 町有施設の耐震診断・耐震改修事業
特定既存耐震不適格建築物以外の町有施設についても優先順位付けを行い、耐震診断・耐震改修を実施します。
 - ブロック塀等撤去費支援事業
町道等に面するブロック塀等を撤去する工事について、その費用の一部を補助します。
 - 多様な地震対策支援制度
建物の倒壊等から生命を守る観点で多様な選択肢及び各種支援策を検討します。
 - 関連施策との連携による耐震化の推進
建て替え時の解体や危険な空家等の解体等、地域の耐震化に繋がる様々な施策との連携を図ります。
- ② 普及啓発事業（情報提供・情報発信）
- 多様な媒体等による広報
耐震化の重要性や支援制度等について、広報誌・ホームページ等により広く広報すると共に、所有者に対して納税通知書を活用した個別通知等を行うことにより、効果的な広報を行います。
 - 耐震化フォーラムの開催
町民を対象とした、防災意識の向上、耐震化等の必要性の周知等を目的とした耐震に関するフォーラム及び相談会を実施します。
 - 防災出前講座の実施
自治会、自主防災組織など各種団体等に対して、町職員が防災・減災に関する防災出前講座を実施します。
 - 関係団体との連携
建築関係団体、高齢者団体等と連携し、耐震化の普及・啓発や、耐震化事業を適切に実施できる専門家を育成するための説明会・講習会等を実施します。